

令和 5年 6月 9日

広島信用金庫

「経営者保証に関するガイドライン」を浸透・定着させるための取組方針の公表について

広島信用金庫（理事長 川上 武）は、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえた適切な対応を行うため、下記のとおり「経営者保証に関するガイドライン」を浸透・定着させるための取組方針を公表いたします。

記

「経営者保証に関するガイドライン」を浸透・定着させるための取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」といいます。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着していくために、以下のとおり取り組みます。

- ・お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足状況や経営状況等を総合的に判断する中で、一部の例外を除き、原則として経営者保証を求めないことといたします。
- ・一部の例外として経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ・経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産状況や収入状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- ・お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ・事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- ・お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

以 上

【 お問い合わせ先 】 経営企画部・融資部 ０８２（２４５）０３２１